東京都知事
　小池　百合子　様

特定非営利活動法人
東京難病団体連絡協議会
理事長　原田　久生
（公印省略）

令和６年度東京都予算に関する要望書

　日頃より、難病患者・長期慢性疾病患者、家族へのご理解、ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。
　さて、新型コロナウイルス感染症拡大が収束したとはいえ、基礎疾患を持つ者の不安は、依然として続いております。
　令和 6 年度の東京都予算に関しまして、以下の項目について、要望いたしますので、ご配慮をお願い申し上げます。

〈東京都知事への要望〉

2019年初頭から始まった新型コロナも4年を迎え、今年からは5類となり、社会のありようも一変し、社会生活ももとに戻りつつあります。こうした環境下、我々難病患者・家族も来年度から新たな気持ちで取り組んでいくに際し、以下の 3 点を喫緊の課題として挙げさせていただきました。事情ご賢察いただき解決していただけるようにお願いします。

１．東京都難病相談・支援センター事業の一環として、広尾庁舎においても、難病患者就労コーディネーターを配置することによって、順天堂医院、多摩支援室と一元化して、就労支援事業を取り扱うことができるようにしてください。

２．東京都難病ピア相談室の機能拡充・充実のため、患者会育成・支援として、東京都難病ピア相談室を会場にして企画した相談会や講演会、難病啓発のためのイベント開催や動画配信を東京都難病ピア相談室の事業に位置付け、予算措置をしてください。

３．児童福祉法の改正により、慢性疾病児童等地域支援協議会が法定化され、難病対策地域協議会との連携努力義務が新設されたところですが、既に実施している東京都の小児慢性特定疾病児童等自立支援事業のピアカウンセリングの一部を東京都難病ピア相談室と連携した事業に（家族の方々の支援や患者同士の交流、学習支援含め）してください。移行期医療への取り組み（調査研究）も同様にお願いします。

令和６年度東京都予算に関する要望事項

福祉局・保健医療局

【全体要望】

1. 難病対策事業の拡充を図り、指定難病の更なる拡大を国に働きかけるとともに、予算の増額をしてください。

2. 一日も早い難病の早期原因究明とゲノム医療や遺伝子治療、iPS、再生治療、国内未承認の新薬の導入や新技術の開発、実用化をより一層推進するよう、国に働きかけるとともに、東京都においても難病の研究予算を増額し、東京都独自の医療費助成対象疾患について拡大し、難病対策を強化してください。

3. 未設置地域の「難病対策地域協議会」の、早急な設置を積極的に推進して、難病患者への支援体制の構築を図ってください。（設置区 9 区、未設置区 14 区）

4.「東京都難病ピア相談室」の機能を拡充してください。

（１）患者会が、東京都難病ピア相談室を会場にして企画した相談会や講演会に対して補助ができるよう、予算措置をしてください。

（２）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業におけるピアカウンセリングの一部を東難連に委託して、東京都難病ピア相談室と連携させてください。

（３）難病に関する啓発活動のためのイベント開催や動画配信を東京都難病ピア相談室の事業に位置付けていただくとともに、予算措置をしてください。

5. 受給者証と他の写真付き身分証明書の組み合わせ提示により、東京都の施設や交通機関の利用料金割引等を、障害者手帳を持っていなくても受けられるようにしてください。

6. 介護職員等の人材不足を解消して難病患者（特に重症度の高い患者）が十分な介護保険サービス、障害福祉サービスが利用できるように、介護報酬、障害福祉サービス等報酬を見直してください。

7. 障害福祉サービスの利用が難病患者の状況に応じて、適切に利用できるようにしてください。介護保険法と障害者総合支援法の適用に係る適切な運用が行われ、かつ区市町村ごとに異なることなく実施されるように周知徹底してください。

8. 災害発生時に難病患者や長期慢性疾病患者が、継続的に医療・福祉支援が受けられるよう、難病患者に適した福祉避難所の整備を引き続き進めてください。また、自力で避難が困難な難病患者の「個別避難計画の作成」（令和 4 年度に努力義務化）」を促進してください。

9. 今後建築される公共施設等には、都民全体が安心して暮らせるよう、災害避難先や備蓄など、災害対策を講じてください。

10. 医療機器を使用する在宅難病患者にとって蓄電池等の非常用電源設備の備えはますます重要となっています。そうした中、専門家からは電気自動車の有効活用も提案されています。電気自動車、蓄電池と太陽光パネル等の購入補助等によって非常用電源の確保が促されるような新たな視点による施策を実現してください。

11. 人工呼吸器等を使用する難病患者や医療的ケア児者の非常用電源対策に関して、区部 23 区では 6 割超の自治体が障害者の「日常生活用具の給付」事業または独自事業によって配付する対策を取っていますが、市部自治体ではそうした事業を行っているところはほとんどありません。自然が多く災害も起こりやすい地域ですので、東京都の「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業」について、人工呼吸器管理を担当する医療機関および医師へ積極的な協力を促す広報周知を強化してください。また、この事業の対象品目に DC/AC インバーター（カーインバーター）を加えてください。

12. 人工呼吸器を使用した重度の難病患者の「災害時個別支援計画の作成」を更に進めるとともに、災害時の「避難入院」ができるような仕組み作りを推進してください。

13.「難病患者在宅レスパイト事業」は、対象者に、人工呼吸器使用難病患者以外の利用（気管切開をしている、上肢や下肢に麻痺がある等の難病患者）を含めた多様な症状に対応できるように検討してください。

14.「在宅難病患者医療機器貸与・整備事業」の継続、またこの事業が診療報酬制度によるレンタルでの利用ができるように国へ求めると共に障害者総合支援法に含まれる難病患者であっても病状の特性等の事情、災害対策としての使用を考慮した都単独事業としての利用を認めてください。

15. 小児慢性特定疾病に関する情報収集を推進するために、医療費助成を受ける際に必要な「医療意見書」取得にかかる費用を、例えば「小児慢性特定疾病登録センター」への情報提供負担協力支援金のような形にして、東京都の単独事業として検討してください。

16. 令和 3 年 11 月 1 日現在の小児慢性特定疾病 788 疾病のうち、指定難病 338 疾病と疾病名が一致しているものは、207 疾病です。障害者手帳を持たず、指定難病でもない成人先天性疾患患者に対する医療費助成制度を、国が審議会で諮っていることと思いますが、東京都でも単独事業として検討してください。

17. 国が「難病対策地域協議会」と「慢性疾病児童等地域支援協議会」の連携努力義務を明記していますが、東京都では現状、どのように取り組まれているか説明してください。

18. 車椅子使用者にとって、現在困難になっている車道から歩道への段差や勾配の解消、公共施設の入口等のバリアフリー化、電柱等の障害物の撤去を進め、安全かつ容易に移動できるようにしてください。

19. 都立病院が地方独立行政法人化により難病患者の医療が後退することなく、今後も継続的に機能強化・拡充を図り、難病患者の医療の確保と維持に努めてください。

20. 都立病院が大災害発生時や感染症拡大時、難病患者に対応できる設備や体制の強化・拡充を図ってください。

21. 東京都立神経病院が今後も神経難病のセンター病院として継続的に機能強化・拡充を図り、名称に「神経」を残してください。また、他の都立病院においても神経内科医の確保と維持に努めてください。

【疾患別要望】

1. 膠原病

1-1. 膠原病は、全身の病気であり、治療が効果的に働いて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いを増す「再燃」を繰り返して長時間療養する必要がある。再燃し病気が悪い状態にある時は、公共の交通機関を利用しての通院が不可能となる場合があり、タクシーを利用せざるを得ない状況になる。そのような時は、医師が認めた際（診断書等）に限り、タクシー代の助成を認めてください。

1-2. 次の感染症拡大が発生する前に、基礎疾患のある人に対する支援体制を強化してください。指定難病の中には、ステロイドや免疫抑制剤によって易感染状態である難病患者は少なくありません。対象となる感染症が何であったとしても、有事に公共交通機関の利用（特定の患者にとっては命の危険も感じる）を強いられないようにする（例えばタクシーチケットの配布）など、必要な支援体制を強化してください。

2. パーキンソン病

2-1. 社会保障給付費の増大が財政上の課題と言われる中、難病の中では患者数の多い（約 18 万人）パーキンソン病の重症度基準を変更しないよう、国に働きかけてください。

3. 進行性筋萎縮症

3-1. 医学医療の進歩によって難病者・障害者の高齢化も進んでいます。当会の対象疾患である各種筋萎縮症も 65 歳以上という年齢を迎える方もまれではありません。伴って障害福祉サービスから介護保険への制度移行において、介護支援区分の著しい相違、サービス量の減少、自己負担額の増大といった生活の大きな変化がもたらされる事例も生じています。シームレスで円滑な制度移行が実現するよう、国への要望、各自治体への周知・支援を行ってください。

3-2. 東京都立中央図書館には、当会がかつて制作に関与した作品を含め、歴史的資料ともいえる貴重な映像ライブラリーが収蔵されています。しかし、多くはフィルム作品のため利便性も悪く、今後の劣化・破損が予想されます。貴重な映像資産を継承するためにもデジタル資料化を促進し、利便性を高め、一般利用者が有効に活用できるようにする施策を推進してください。

4. リウマチ

4-1. 関節リウマチの高額な治療薬である生物学的製剤、JAK 阻害薬を必要とするすべての患者が使えるように自己負担額を軽減してください。

4-2. 発症して間もない早期の患者が生物学的製剤などの積極的な治療ができるよう、都単独で医療費助成をしてください。

4-3. 心身障害者医療費助成制度（マル障）を後退することなく継続してください。

4-4. 介護保険の認定において、リウマチの特性である痛みや倦怠感などの日内変動を考慮してください。また、同居家族がいても必要とする家事援助、移動支援など、介護サービスを拡充してください。

5. 筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）

5-1.「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象)」の継続と需要に合った回数の実施、手続きの簡略化および迅速化してください。

5-2. 日常的な介護ヘルパー不足を解消するために東京都独自の介護ヘルパーの確保・育成・定着に向けた介護ヘルパーに向けた取組を促進させてください。

5-3. 慢性的な介護ヘルパー不足解消、将来の人材確保と育成のための福祉理解を促進させる取組みとして、教育機関等の課外授業等において難病患者および障害者の当事者が参加した授業システムを検討してください。

5-4. 今後再び感染症が拡大した場合に、コミュニケーションが困難な重度の難病患者の入院時のコミュニケーション支援の介護ヘルパーの付添いができるように検討してください。

6．心臓病

6-1. 慢性疾病児童等地域支援協議会を設置し、病児の課題を把握し、有効な事業実施に向けての協議を行ってください。

6-2. 小児慢性特定疾患医療費助成を受けていた 20 歳以降も治療継続が必要な患者への医療費助成制度を国に働きかけてください。国の助成制度が拡大されるまでは、都の単独事業とすることを検討してください。

6-3. 移行期支援コーディネーターの配置数や役割、実績を教えてください。

6-4. 臓器移植の意思のある患者やご家族に、病院での丁寧な説明と対応が可能となるよう、臓器移植コーディネーターの増員をしてください。

7．脊髄小脳変性症・多系統萎縮症

7-1. 介護保険によるリハビリの利用において、理学療法士が関わるリハビリについて、改善が見られないと打ち切られるケースが続いています。打ち切らないようにしてください。

8. ファブリー病

8-1. 通学・通勤・通院可能なファブリー病患者に対し、在宅ＥＲＴ（酵素補充療法）を可能にしてください。

8-2. ファブリー病の早期発見・早期治療のための手立てのオプショナルスクリーニング（新生児スクリーニング）の見直しと啓発を講じてください。

9. オスラー病（遺伝性出血性末梢血管拡張症）

9-1. オスラー病は、全身の血管に異常（血管奇形）がおこり、その結果、様々な部位で出血症状が現れます。ほぼすべての患者に共通しているのが鼻出血であることから、自分でも対処可能な「止血材」は極めて重要です。

東京都の単独事業として『サージセル・アブソーバブル・ヘモスタット MD』等の止血材を十分量確保指定いただいた上で、かつての薬価と同等の自己負担で入手できるように補助してください。

産業労働局

【全体要望】

１．障害者雇用促進法の対象となる障害者は、障害者手帳を持っていることに限定されないはずですので、精神障害者の次に、発達障害者とともに難病患者も、障害者雇用促進法上の法定雇用率に算定（カウント）できるよう、国に働きかけてください。

2.「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」「東京都障害者安定雇用奨励金」「東京都中小企業障害者雇用支援助成金」を、ぜひ事業主に周知してください。
また、それぞれの奨励金・助成金の実績を教えてください。
なお引き続き、それぞれの金額を増額してください。

3. 難病患者への就労支援として、ハローワークを統括する東京労働局に依頼して、東京都の「難病患者就職サポーター」現状二名を、一名増員して、ハローワーク渋谷に配置して、渋谷区広尾の「東京都難病ピア相談室」に、月１回の出張相談ができるようにしてください。

4. 東難連では、難病患者の就労支援として「難病患者に対する就労支援シンポジウム」を、今年度中に開催したいと企画しておりますので、協力してください。

【疾患別要望】

１．ポンペ病

1-1. 難病患者就職サポーターが、特定求職者雇用開発助成金を、企業に説明してくれていないので、求職者が、自ら説明せざるを得ないという事例があった。きめ細かい支援を、国に要望してください。

2. 進行性筋萎縮症

2-1. 障害者雇用促進の一環として、「就労時間中の介護ヘルパーの利用」に関して、福祉局の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」における連携について、教えてください。

教育庁

【全体要望】

1. 就学先の決定については、病気の状態と病児と保護者の希望を尊重し、教育委員会、学校、保護者が十分な話し合いを行い、子どもにとっての最適な選択という観点から、就学先を決定するということを周知されていない事例がありましたので徹底してください。また、就学後の状態の変化等により、病児の通学先の変更も柔軟に対応してください。

2. 普通学級においても、支援を必要とする難病や慢性疾患の児童・生徒には「個別の教育支援計画」(学校生活支援シート)を作成・活用し、その子に合った適切な教育を受けられるよう支援をしてください。

3. 難病や慢性疾患についての理解を深めるために、教職員や養護教員への病状についての研修や、特別支援教育コーディネーターの研修などで、患者家族の意見を直接聞く機会を設けてください。

4. 病弱特別支援学校においても就労を意図したキャリア教育を充実させてください。都立特別支援学校の病弱部門の高等部においては、パソコン、簿記、経理等の就労に役立つ教科を学べるようにしてください。

5. 酸素吸入、たんの吸引、導尿等、医療的ケアを必要とする病児への就学に対し、「入学を断られた」、「親の付き添いを求められた」という事例が寄せられています。
親の付き添いについては、文部科学省も「保護者の付き添いは本人の自立を促す観点から、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき」としています。普通学級においても、保護者の付き添いがなく、就学できるよう環境整備をしてください。

6. 難病及び慢性疾患の児童生徒は、重度肢体不自由という側面が強く、適切な ICT 機器の活用によって身体の残存機能を十分に発揮することが可能です。そうした児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし将来の就労にもつながるよう、 パソコン・タブレット端末・音声入力や視線入力システム等の様々な ICT 機器を教育現場で活用してください。

【疾患別要望】

1. 進行性筋萎縮症

1-1. 生徒児童間のいじめ問題の心配にとどまらず、特別支援学校(級)での教職員による暴言や体罰等の虐待が疑われる事案発生の懸念があるとの不安の声が保護者から寄せられています。そうした事案の発生は決して許されるものではありません。東京都としても教職員の資質向上のための教育研修や、ゆとりある人員配置、相談窓口の拡充等によって、児童生徒が安心して学べる環境の実現を図ってください。

1-2. 数年前、他県で筋ジストロフィーの生徒がスクールバス内で痰づまりのため亡くなるという事故が発生しました。学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習等における、人工呼吸器使用者や医療的ケアを要する児童生徒の緊急時の対応強化をお願い致します。命を守ることを最優先とするよう、人員の配置、関係者への研修の徹底、マニュアル等の整備・内容の再確認、対応訓練を実施してください。

令和５年１２月１４日

東京都
　知事 小池　百合子　様

日本弁理士関東会
会長　田村　爾

令和６年度東京都予算編成について（要望）

新たなイノベーションの創出やＳＤＧｓの達成に不可欠なのは、人類（国民）の英知であり、その知的創造活動の成果物でもある知的財産である。

我が国の政治・経済の中心である東京都には、我が国の経済産業を牽引する原動力の役割が期待される。そのためにも、東京都が率先して知的財産を積極的に利活用できるエコシステム構築の実現を図ることを要望する。

＜要望＞

１．　中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の助成拡充
２．　知財見本市の開催
３．　中高生向け知財常識の普及啓発
４．　知財活用事業者(中小企業)への税制優遇措置の導入

＜概要＞

１．優れた技術等を有し、新しいビジネスを展開する意欲的な中小企業が多く存在する。しかしながらマクロ的視点では、国内の権利取得数は減少傾向が続き、外国での権利取得の伸びも停滞しつつある。中小企業が有する技術力等を競争力に替えるためにも、知的財産権の取得推進等は極めて重要である。
①国内出願支援の新設・拡充
②外国出願支援の拡充
③区市における知財支援制度の設計支援
　弁理士のような既存の支援制度を利活用している専門家をアドバイザーとして派遣し、区市における知財支援制度構築のサポートを行う。

２．イノベーションは、新たな技術の創出のみでなく、異なる技術の融合や技術を生かせる企業との出会いなどが起点となる場合が多い。大学や公的研究機関などの最先端技術、大企業が保有する未利用特許、中小企業等が有する尖った技術力など、多くの技術情報が一堂に会する機会を提供し、知的財産のマッチングを加速する。特に、川崎モデルにもあるように、コーディネータを積極的に活用し、異業種でも容易にマッチングできる仕組みを構築する。

３．情報化社会の進展に伴い SNS による著作権侵害、違法なアップロードやダウンロード、chat-GPT など生成 AI による著作権侵害など、中高生自身が知らない内、著作権等の侵害の当事者になることが危惧されている。
中高生が被害者又は加害者にならないためにも、日常扱う情報ツールに係る知的財産について「知財常識」として分かりやすく伝える授業やセミナーを開催する。

４．現在、国において、特許権等をはじめとする知的財産権により得られた所得について税率を優遇する「イノベーションボックス税制」の導入が検討されている。中小企業おいて知財活用を積極的に取り入れた事業展開を、東京都として支援するため、東京都版の「イノベーションボックス税制」の検討を行うと共に、その実現を図る。

以上

令和６年度東京都予算編成について

（要望）添付資料

令和５年１２月１４日

日本弁理士会関東会

【目次】

- １．中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の助成拡充
- ２．知財見本市の開催
- ３．中高生向け知財常識の普及啓発
- ４．知財活用事業者（中小企業）への税制優遇措置の導入

1．中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の助成

<具体的な要望>

- ①国内出願支援の新設・拡充
- ②外国出願支援の拡充
- ③区市における知財支援制度の設計支援

<背景>

優れた技術等を有し、新しいビジネスを展開する意欲的な中小企業が存在する。その一方で、国内の権利取得は減少傾向が続き、外国権利取得の伸びも止まっている。競争力強化支援策として知的財産権の取得推進等は、事業支援策として極めて重要である。

①国内出願支援の新設・拡充

東京都下の２０の区市では、知的財産権取得費用助成制度を設けている。しかし、その予算規模は十分ではなく、助成制度を利用できない中小企業等の事業者も多い。東京都から各区市への費用補填を要望する。
また、助成制度が無い区市の事業者に対しては、東京都が直接支援できるよう、都の取得助成制度を新設する。

②外国出願支援の拡充

東京都では事業支援のための複数の助成制度が存在する。そうした助成制度に含まれる知的財産権取得費用枠の増額を要望する。特に、外国出願支援費用の拡充を要望する。

③区市における知財支援制度の設計支援

上記①にあるように東京都下で知的財産権取得費用助成制度を設置している区市は多くない。
また、モノづくり企業が少ないなど、区市毎でも事業者の業種は異なり、各区市に事業者の実態に対応した知財支援制度の設計が必要である。
各自治体の実態を調査し、当該自治体にあった知財支援制度の設計を支援する。具体的には、弁理士のような既存の支援制度を活用している専門家を各区市にアドバイザーとして派遣し、区市へのヒアリングを行い、支援制度の提案を行う。

特許出願件数の最新動向

1-1-1図【特許出願件数の推移】

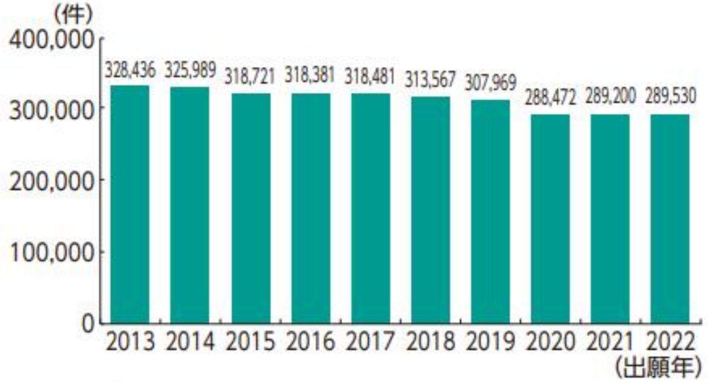

(備考)・特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)のうち国内移行した出願件数(基準日は国内書面の受付日)の合計数である。
(資料)・第2部第1章1.を基に特許庁作成。

1-1-2図【PCT国際出願件数の推移】

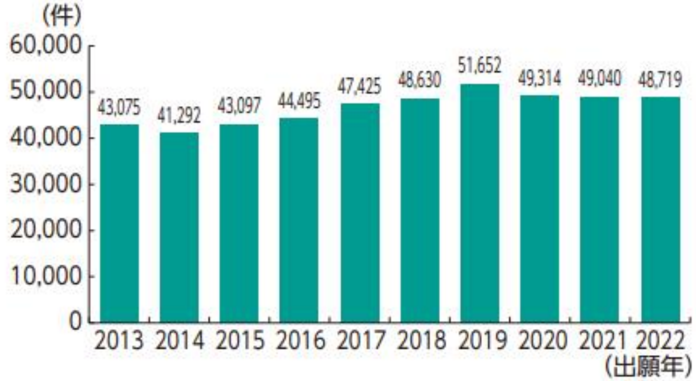

(資料)・第2部第3章1.を基に特許庁作成。

1-1-16図【五庁における特許出願件数の推移】

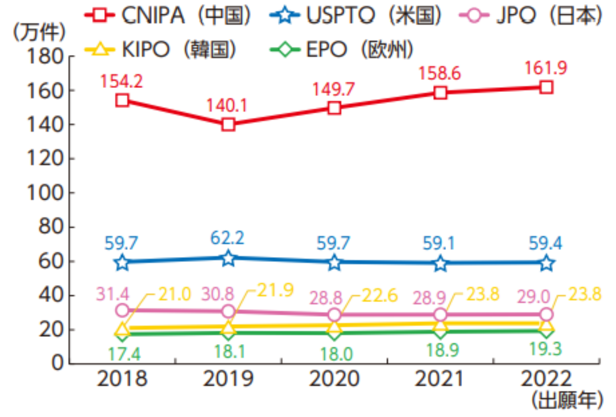

(資料)・下記を基に特許庁作成。
日本　第2部第1章1.
米国　USPTO提供資料(2018-2021年, 2022年暫定値)
欧州　EPOウェブサイトPatent Index 2022 (European patent applications)
中国　CNIPAウェブサイト及びCNIPA Annual Report (2022年暫定値)
韓国　KIPOウェブサイト及び韓国提供資料(2022年暫定値)

特許庁・年次報告書（2023）より

都内自治体の助成制度

自治体	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先
港区 (産業振興センター)	産業財産権 取得支援事業 補助金	城内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等 ・(翌年3月31日までに報告書が提出できること) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 2分の1以内	25万円(特許) 15万円(特許以外)	産業振興課 経営支援係 (札ノ辻スクエア) TEL:03-6435-4620(月～金、9:00－17:00)
台東区 (台東区産業振興事業団)	知的所有権 取得支援 助成金			・特許等の出願料、初期登録にかかわる商標登録等の登録料、初回3年分の特許料、特許の審査請求料、弁理士に対する謝金 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		10万円(特許) 5万円(特許以外)	(公財)台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当 TEL:03-5829-4124(月～金、8:30－17:00)
墨田区 (すみだ知的財産ナビ)	知的財産権 取得補助金			・出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、出願及び取得にともなう弁護士・弁理士に対する報酬、その他区長が特に必要であると認める経費 ・(出願日から2年以内)、 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		20万円	産業観光部 経営支援課 TEL:03-5608-6183
千代田区	産業財産権 取得支援補助			・出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、取得に伴う弁護士・弁理士に対する報酬、その他関連経費 ・1年度1回、予算額に達し次第受付終了		20万円	地域振興部 商工観光課 商工振興係 TEL:03-5211-4185(月～金、8:30－17:00)
江東区	知的財産権 取得費補助			・出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士手数料 ・(海外の知的財産権でこれらに準ずるものを含む) ・(出願から1年以内は申請できる) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		30万円(特許) 10万円(特許以外)	地域振興部 経済課 産業振興係 窓口 TEL:03-3647-2332
北区	知的所有権 活用支援事業			・弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ・(年度内又は前年度内に、対象知的所有権を出願し、経費の支出を行うこと) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		10万円	地域振興部 産業振興課 商工係 TEL:03-5390-1235
荒川区	産業財産権 取得助成			・出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用、その他区長が必要と認めたもの ・(特許庁出願より1か月以内は申請できる、単年度) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		15万円	産業経済部 経営支援課 経営支援係 TEL:03-3802-3111(内:459)
板橋区 (板橋区産業振興公社)	知的財産権取得 支援補助金			・審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等 ・商標権は弁理士費用の対象額を上限10万円まで対象 ・(権利取得してから1年以内に申請、先着順、要事前連絡) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 3分の1	20万円(特許) 10万円(商標)	(公財)板橋区産業振興公社 経営支援グループ TEL:03-3579-2175
品川区	特許権 取得支援	城内 中小企業	特許	・弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料) ・(4/1から翌3/31までに支払いが完了すること) ・応募期間 10月に実施	対象経費の 3分の2以内	20万円	商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL:03-5498-6340

自治体等	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先
文京区	知的財産権 取得費補助金	城内 中小企業		・出願料および出願審査請求料または技術評価請求料 ・特許料または登録料 ・弁理士または弁護士に対する報酬、 ・先行技術調査に係る経費(特許権の取得に限る) ・その他、製品および技術の権利保護に直接的な関係性が認められる経費	補助対象経費 の3分の2	30万円	文京区区民部経済課産業振興係 TEL:03-5803-1173
足立区	知的財産権 認証取得助成金		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等費用・電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ・(登録証の登録日から1年以内)、要事前連絡 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 2分の1	30万円	産業振興課 ものづくり振興係 TEL:03-3880-5869(月～金、8:30－17:00)
葛飾区	知的所有権 取得費補助事業			・出願のため、弁理士に支払う手数料、出願料及び出願審査請求に要する経費 ・(申請後1か月以内に申請) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		10万円	商工振興課 工業振興係 TEL:03-3838-5587(月～金、8:30－17:00)
江戸川区	知的財産権の 出願にかかる助成金		特許 実用新案 意匠	・出願料、審査請求料、弁理士費用、助成対象経費は当該事業の実施年度内に支払ったものを対象 ・(出願前申請) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		20万円	産業経済部 産業経済課 経営支援係 TEL:03-5662-0538(月～金、8:30－17:00)
世田谷区	知的財産権 取得支援補助金		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、登録料、その他手数料や弁理士費用、先行調査費用(区長が認めるもの)、令和4年度以降出願案件 ・(出願後か登録後の申請)		20万円	経済産業部 産業連携交流推進課 TEL: 03-3411-6653
練馬区	産業財産権の 取得支援事業			・出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬 ・(産業財産権に係る出願後、1 年以内にご申請ください。) ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		10万円	一般社団法人 練馬区産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター TEL:03-6757-2020(月～金、9:00－17:00)
立川市	立川産品販路拡大等 支援事業(知的財産権 の取得)			・販路拡大を目的とした、知的財産権の取得に係る費用		30万円	産業文化スポーツ部 産業振興課 商工振興係 TEL: 042-528-4317
三鷹市 (三鷹商工会)	工業振興事業補助金		要問合せ	・特許など工業所有権取得申請に係る補助対象事業 (特許など工業所有権の取得申請に係る事業、事業に要する費用)	事業経費の2分 の1 以内	10万円	三鷹商工会 TEL: 0422-49-3111
府中市 (府中市工業技術情報センター)	特許取得事業補助金		特許	・出願料、審査請求料、特許費用、弁理士費用、技術指導受け入れ費用 (1企業2件、翌年2月末日までに事業が完了すること) ・受付期間に注意	補助対経費の2 分の1 以内	10万円	府中市工業技術情報センター TEL:042-335-4474
町田市	特許権等取得事業補助金		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料(印紙代)、審査請求料、弁理士手数料	対象経費 の2分の1	10万円 (特許・実案・意匠) 5万円 (商標)	経済観光部 産業政策課 TEL:042-724-3296
青梅市	産業財産・認証出願支援		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、審査請求料、登録費、弁理士費用、他	対象経費の 3分の2 以内	50万円	青梅市役所 まちづくり経済部商工観光課 TEL:0428-22-1111(内線2341・2342)

※２０２３．４.２８現在　東京都知的財産総合センターHPより

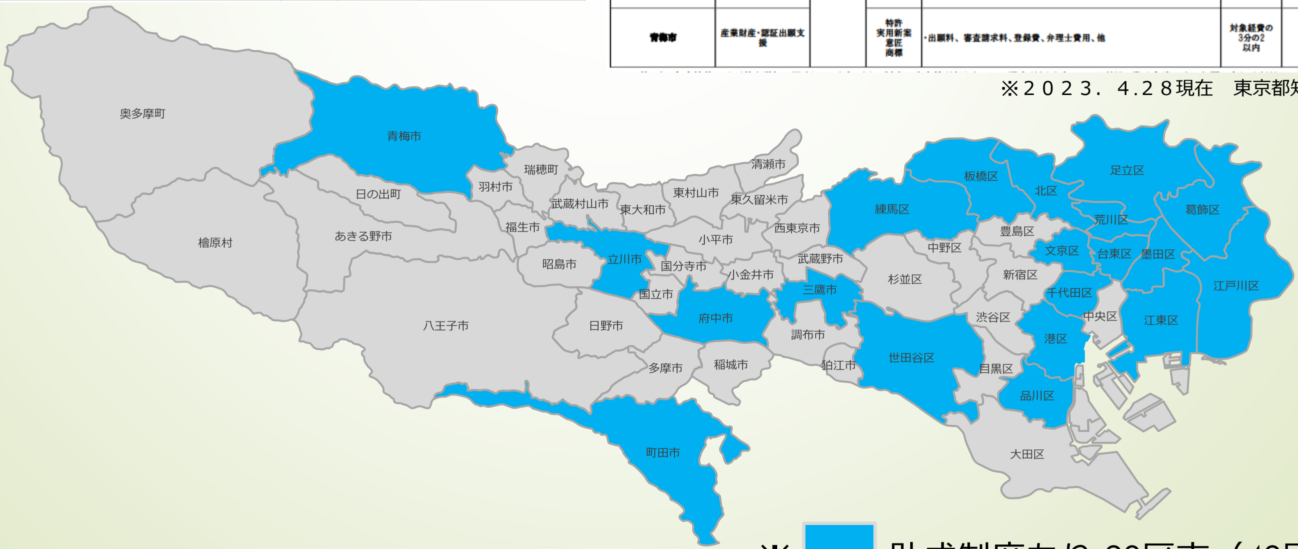

※ 助成制度あり 20区市（49区市のうち）

2．知財見本市の開催

<具体的な要望>

- 知的財産の利活用促進・流動性向上を目指した知財見本市の開催

<背景>

昨今、より優れた技術を開発し、経済を発展させる手段として、組織の内外に関わらず有用な技術を取り入れて技術開発を行うオープンイノベーションの促進が注目されている。

オープンイノベーションを促進する施策としては、例えば、川崎市が主体となった川崎モデルが知られており、コーディネータを中心として、大企業と中小企業の知的財産マッチングが行われ、かわさき知的財産シンポジウムや川崎知的財産交流会等の各種交流会も行われている。

日本の経済の中心であるわが東京都では、多くの個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業等が保有する知的財産が数多く眠っており、これらをコラボレーションさせることによって経済発展の起爆剤の一つとしたく、知財見本市の開催を提案する。

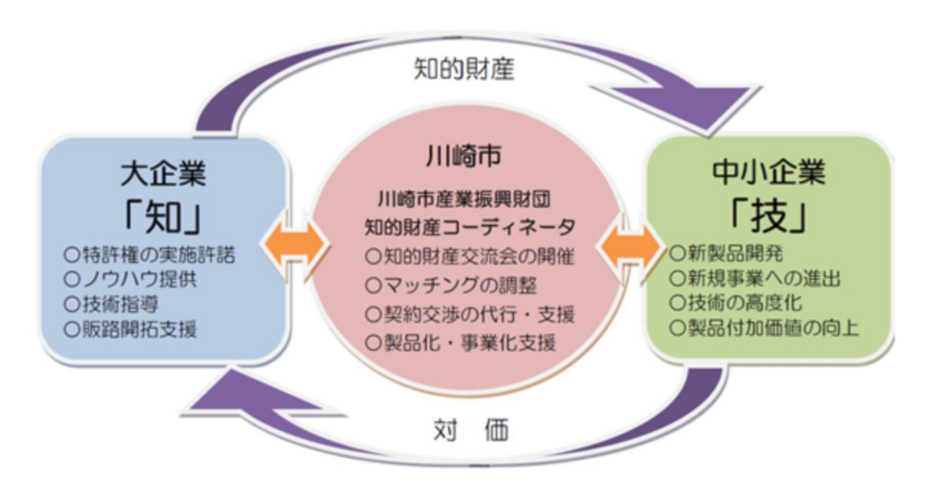

出典：川崎モデル
（https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017805.html）

＜知財見本市の概要＞

出展者：	個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業、大学、公的研究機関
出展の対象：	知的財産権及び知的財産権を実施（使用）した技術やコンテンツ（特許だけでなく、意匠、商標、著作権も含む）
来訪者：	大企業及び中小企業の知的財産担当者、研究者、開発者、投資家
支援内容：	ライセンス契約締結支援 譲渡契約締結支援 知財相談会の開催
イベント：	出展者の紹介（ライブ配信） 来訪者の投票による知財グランプリ表彰 出展者が投資家にプレゼンする知財プレゼン大会 各種講演会の開催

3．中高生向け知財常識の普及・啓発

＜具体的な要望＞

- 中高生向けに知財常識を伝える授業・セミナーを開催

＜背景＞

　情報化社会の進展に伴い中高生においても、スマートフォン、パソコン、タブレットなどの情報機器を日常的に利用した生活をしている。その中で、SNSによる著作権侵害、違法なアップロードやダウンロード、chat-GPTなど生成AIによる著作権侵害など、中高生自身が知らない内、著作権等の侵害の当事者になることが危惧されている。

　中高生が被害者又は加害者にならないためにも、日常扱う情報ツールに係る知的財産について「知財常識」として分かりやすく伝える授業やセミナーを開催する。

＜知財常識の授業・セミナーの概要＞

説明者：　弁理士等の知的財産制度に精通する有識者

対象者：　都内の高校生及び中学生

内容：　情報化社会で生活する上で陥り易い知的財産権侵害の例と予防策を説明する。

例：SNS、生成AIなど中高生にとって身近な情報ツールを中心に解説

（授業・セミナー時間は１回当たり４５分程度）

参考：都内の高校（公立）・・・・１８６校

　　　都内の中学校（公立）・・・６１０校

４．知財活用事業者（中小企業）への税制優遇措置の導入

＜具体的な要望＞

- 東京都版・イノベーションボックス税制の検討及び導入

＜背景＞

現在、国において、特許権等をはじめとする知的財産権により得られた所得について税率を優遇する「イノベーションボックス税制」（次頁）の導入が検討されている。
中小企業おいて知財活用を積極的に取り入れた事業展開を、東京都として支援するため、東京都版の「イノベーションボックス税制」の検討を行うと共に、その実現を図る。

<イノベーションボックス税制>

イノベーションボックス税制は、特許権をはじめとする知的財産権により得られた所得について、優遇税率を適用することにより、イノベーション投資を促す制度である。欧州を中心に導入され、近年ではアジア等他の地域でも導入が進んでいる。各対象となる知財の範囲や、所得の種類については、各国の実情に応じて政策的な判断で決定されている。

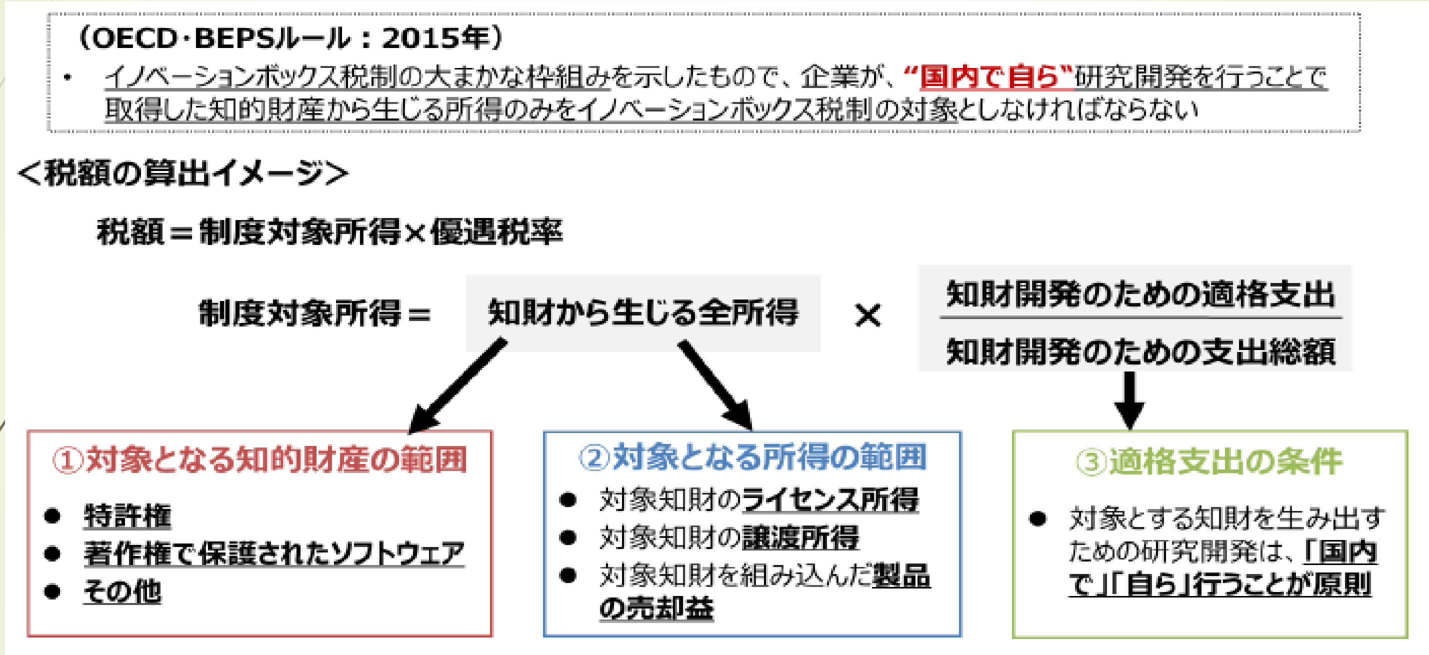

<背景>

・日本は諸外国に比して法人税率が高く、無形資産を優遇する税制が存在しないため、国際的イコールフッティングが確保されているとは言い難い。産業の持続的成長の実現に向け、長期安定的で予見可能性の高い税制からの支援が求められる。

・ 自国で研究を行い自国で実態を持って事業を行っている優遇制度が他国にはあるが日本にはない。他の国と比べると、企業が日本に事業を置いて、中長期的に成長させていくインセンティブが働きにくい。既存の日本企業にケイパビリティがあれば、海外に出ていくという選択を取りかねない。

<イノベーションボックス制度趣旨>

①国内の研究開発拠点に係る立地競争力向上
国内で質の高い研究開発を行い、高い付加価値の源泉となる無形資産を創出する者に対するインセンティブとなり、研究開発の成果としてより収益性が高い事業を生み出す、生産性の高い研究開発プロジェクト及び高い技術力を持つ人材を我が国に引きつける上でのイコールフッティングを実現するものである。

②アウトプットに着目したインセンティブ
・研究開発の不確実性に着目し、研究開発投資額（インプット）に応じた税制優遇を行う研究開発税制とは異なり、研究開発の成果として生まれた所得（アウトプット）に着目した制度である。
・「ビジネスでも勝つべく、社会実装に取り組む」者に対して税制優遇で動機付けを行い、更なる研究開発投資をはじめとする事業展開を後押しする。

③幅広い無形資産投資を促進
著作権で保護されたソフトウェアを含む、幅広い無形資産から生じた所得を対象とする制度である。特に、研究開発税制において多くが対象から外れているクラウド事業も対象に含む。

④研究開発投資の生産性の可視化
研究開発支出と知財による所得の関連付けが必要とされることから、制度の副次的な効果として、研究開発投資がどの程度の収益を上げたか（生産性）を可視化できる。

日金協第 23-783 号

令和 5 年 12 月 14 日

東　京　都　知　事
　小　　池　　百　合　子　殿

日　本　貸　金　業　協　会
会　長　　倉　中　　伸

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より貸金業に対し、多大なるご支援ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、設立以来、資金需要者の皆さまが安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指し、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

また、消費者の皆さまからの金融トラブルに関する相談や苦情に対し、中立・公正な立場から迅速な解決に向けた仲介やあっせん、助言等の支援を行うとともに、多重債務問題解決への取り組みの一環として、生活再建支援カウンセリングを実施しております。

さらに、金融経済教育のための資料作成や講師派遣（出前講座）等の消費者啓発活動を通じて、金融トラブル防止にも積極的に取り組んでおります。加えて近年では様々な新しいトラブル事例も生じており、消費者被害防止の取り組みに一層注力しているところです。

つきましては、令和 6 年度東京都予算編成にあたり、別紙要望事項につきご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

別紙

1　近年の新たな事例に対応した金融トラブル防止啓発活動の推進

・最近の様々なトラブル事例を取り上げ、分かりやすく、かつトラブル防止へ実践的に役立つ動画教材の作成

2　若年層の金融経済教育の推進

・中学生および高校生に向けた金融リテラシー向上のための e-ラーニング教材（令和４年度協定事業で作成）の普及
・東京都内の高等学校、大学、専門学校などを対象とした出前講座の実施

3　高齢者の金融トラブル防止のための啓発活動の推進

・高齢者向け啓発動画（令和３年度協定事業で作成）を活用した出前講座の実施

団体名　東京都資源回収事業協同組合

要　望　事　項

１．エッセンシャルワーカーとしての資源回収業者に対する支援、育成について
～熱中症予防対策、燃料・人件費等高騰対策、車両備品の環境対応、安全運転管理システムに対する支援が必要である～

資源回収業務は、「生活の維持に不可欠なエッセンシャルワーク」であり、コロナ禍中においても、近年相次ぐ気候変動による猛暑の中にあっても、日々休むことなく感染症対策、熱中症対策をしながら回収業務を続けてきた。最近では、市況の低迷による売り上げの減少、世界情勢不安による燃料資材価格の高騰、２０２４年問題や運転免許区分による中型車が運転可能な人員の不足と人件費の高騰、部品調達難による車両や重機の入手が困難な状況など、急激な社会情勢の変化にあっても、年度当初の契約の中で各組合員経営努力をしながら雇用を確保し、必要な車両設備を揃え、業務に当たっている。このような責任と負担の増加は、回収業者の経営の不安定化を招き、ひいては転廃業を余儀なくされるものも増えて行くほど危機的な状況となっている。また、近年の地価の高騰は、日本で一番地価の高い東京都内で事業を続けている資源回収業者にとって、駐車場や選別加工場所を確保する上で大きな負担となっている。また、安全運転に関して様々な支援装置が開発されているが、これらを導入していくにも更なる負担増が困難な状況である。こうした厳しい情勢の中でも、SDGｓの目標達成に向け、各自治体と連携を図りながら環境対策、環境対応をしていかなくてはならない状況にある。

（要望内容）

エッセンシャルワーカーである資源回収業者が安心して業務を維持継続できるよう、あらゆる側面で都行政として区市町村と連携して回収業者に支援をされたい。

具体的には、市況の安定化対策と経営支援、空調服やスポットクーラーなどの熱中症予防対策、燃料資材・人件費等の高騰に対する対策、免許区分の限定解除等の費用の支援、固定資産税の減免措置、車両備品の環境対応や購入支援、安全運転支援システムの導入に関する助成などを要望する。

２．集団回収を始めとする資源リサイクルシステムに対する支援の拡充について
～安定的な資源リサイクルシステムの確立と集団回収業者に対する支援拡充の必要がある～

都内各地域で実施されている集団回収事業は、地域住民のコミュニティ確保の場であるとともに、資源リサイクルを通した持続可能な開発目標（SDGs）の最初の入り口である。その集団回収事業は、資源物の売払いと自治体からの助成金によって運営されている。古紙、古布、金属類、びん・カレットなどの資源物の循環は、全世界に亘る国際的な流通により成り立っているが、コロナ禍によるパンデミックやロシアによるウクライナ侵攻といった国際的な政情不安により、国内外の資源物の市況は乱高下を繰り返したり、需給バランスが崩れやすい状態であり、この先も出口が見えず不安定

団体名　東京都資源回収事業協同組合

感を増す状況となっている。また、古紙や金属スクラップに関しては、相場の高騰により持ち去り問題や盗難被害が相次ぎ、古布に関しては、主要な輸出先が限られる上、輸入国の政策や経済状況に左右される状況である。
当組合は、令和元年後半からの古紙価格の暴落を受け、令和２年１月に「集団回収事業非常事態宣言」を発令し、多くの区市町村に対し、集団回収事業における業者助成金制度の新設及び増額をお願いしたが、未だに実現に至らない自治体もあり、回収業者の地域格差が拡がっている状況である。現在も日経古紙相場は未だ非常事態宣言時と変わらない状況にある上、古紙の発生減による売り上げの減少、コロナ禍による集団回収の形態の変化（ステーション回収や戸別収集化）による回収業者の負担増など、回収業者を取り巻く状況は決していい状況ではない

（要望内容）

持続可能な資源循環型社会の形成、維持を目指し、今後も起こりうる緊急事態による国際市況の変化に対応し、安定した資源リサイクルシステムを確保するために、集団回収事業を始め、資源回収に対する助成や支援を含めた政策の検討されたい。

また、「市区町村との連携による地域環境力活性化事業」についても、区市町村の２分の１負担や３年間という活用期限がネックになり現状では活用が難しいため、同制度を活用しやすい形に変えて頂くとともに、集団回収業者に対する支援拡大を各自治体に要請するように要望する。

３．東京都の関連施設におけるリサイクルしやすい素材の活用と分別に関する啓発活動への協力について

古紙は昔からリサイクルの優等生と呼ばれている。紙から紙という水平リサイクルは、江戸時代から事業として成り立つようになり、民間ベースで回収から加工、再生までのシステムが成立していた。３０年ほど前から、ごみ減量を目的に行政が資源リサイクル事業の乗り出すようになり、我々資源回収業者も各市の『廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』第１６条に基づき、行政と一体となって古紙を始めとする資源回収システムを作り上げ、再資源化率の向上に寄与してきた背景もある。

近年、素材の多様化に伴い、ストーンペーパーや古紙を配合した複合素材など、様々な新素材が環境にやさしいことを訴えて開発されているが、既存のリサイクルルートに乗せることが困難であるだけでなく、禁忌品としてリサイクルの阻害要因にもなっている。

近年古紙の発生減少に伴い、可燃ごみに混入しているリサイクル可能な紙製品（雑がみ）の回収促進、紙製容器包装の回収とリサイクルに向けた取り組みを各地で進めていく中で、雑がみへの禁忌品の混入が増え、昇華転写紙、感熱発泡紙、線香の箱など臭いのきつい紙、ロウ引きされた紙など、再生紙製品への影響の大きい禁忌品類を始め、分別の強化に関する啓発活動を行政と共に行っているが、先述の新素材など禁忌品類は増えて行く一方である。

団体名　東京都資源回収事業協同組合

（要望内容）

持続可能な資源循環システムを維持するためには、再生品の活用促進が不可欠である。東京都として、改めて古紙を始めとする繰り返しリサイクル可能な再生製品の活用を促進するとともに、各自治体と連携し、雑がみや紙製容器包装の回収システム確立に向けた支援及び禁忌品の分別啓発に関する支援、協力を要望する。

４．東京都資源回収事業協同組合の活用について

～都の公共施設等における資源回収業務に当組合を活用されたい～

当組合は都内全域 200 弱の資源回収業者で組織する事業協同組合であり、都内全域で各自治体や地域住民と共に資源回収システムを構築・運用している団体である。

東京都の資源回収は、分別回収を基本としたリサイクルシステムであり、排出者・回収業者それぞれが経済的合理性や利便性にとらわれず、互いに協力し合い成り立っている。江戸時代から続くリサイクルの心を具現化したものであり、一昨年開催された２０２０ＴＯＫＹＯオリンピック・パラリンピック競技大会の各開催施設においても、分別回収に対する都の姿勢を示すべく、資源回収事業に参加させて頂いた。

（要望内容）

今や世界基準となっている「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の「つくる責任つかう責任」に対する東京都の姿勢と取り組みはさらに重要なものとなるため、都の公共施設等における資源回収業務に、実務及び窓口業務を担うことの出来る当組合を活用されたい。

令和５年１２月１４日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都電機商業組合

理事長　福田　勝則

令和６年度東京都予算に対する要望書

私たち東京都電機商業組合（以下「東京商組」という。）は、地域に根付いた街の電機店で構成する商工組合であり、お客様に対して、快適な生活を送っていくうえで欠かせない家電製品を販売するだけでなく、家電製品の安心・安全な使い方や修理などのきめ細かなサービスを提供することで、都民生活を支えています。

東京商組加盟の地域電機店は、地域に密着した商売を行っており、地域コミュニティの一員として、町内会などの諸活動に参画するなど地域社会の活性化だけでなく、地球温暖化対策に対しても、全国電機商業組合連合会主催の「まちのでんきやさんカーボンニュートラル宣言」に参画するなど、温室効果ガス排出の削減に向けた取り組みを積極的に行っています。

東京都は、２０５０年ゼロエミッション、２０３０年カーボンハーフの実現に向け、様々な取り組みを行っており、特に、昨今のエネルギー危機に伴う電力価格高騰等を踏まえ、昨年度、HTT「電力を（H）へらす、(T）つくる、(T）ためる」をキーワードに行動変容を促すキャンペーンを開始されました。東京商組としても、加盟する電機店と共に、特に、家庭でのＨ（へらす）を促すための施策である省エネ家電への買替をサポートする「東京ゼロエミポイント事業」について、積極的なお客さまへの紹介など、東京都とも歩調を合わせ、脱炭素社会に向けた取り組みを進めています。

近年、地球温暖化がますます深刻さを増す中、東京都と東京商組との連携を強め、更なる温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めていくために、以下の事項について要望いたします。

１．省エネ家電への買替に対する支援事業の継続とよりスムーズな申請

都民の省エネ家電への買替を後押ししている「東京ゼロエミポイント事業」について、お客様からは、家電買替のきっかけだけでなく、日常生活での省エネへの気付きにもなると喜ばれております。

また、買替により、温室効果ガス削減につながる社会貢献だけでなく、家計としても電気料金が下がるという一石二鳥の効果があることから、来年度の事業継続をお願いします。

さらに、現在、ポイント付与の申請は、購入者が機器設置後にレシートやリサイクル券などを事務局に郵送またはインターネットで行うこととなっております。ご高齢の方などは、申請までの間書類を保管しておく必要があるなど煩雑さを感じているようです。購入時に申請ができるような工夫など、より簡便な申請方法の御検討をお願いします。

２．地域家電販売店と連携した家庭における省エネ対策の更なる推進

ご高齢の世帯などでは、家電製品の効率性やメンテナンス等に気付かず、長く使い続ける方を多く見かけます。東京商組では、全国電機商業組合連合会と連携し「高齢者宅家電品安全点検巡回活動」など、販売とは関係なく、お客様所有の家電製品やコンセント回りの安全かつ適切な使い方、又、メンテナンスの必要性についてお伝えする活動を行っております。更には東京商組加盟店の多くは、「東京省エネマイスター店」に認定されており、近年の地球温暖化対策の動向などについて定期的に研修を受

講するなど、知識向上にも務めております。

　このように、日頃から地域と密着した東京商組加盟の地域電機店のノウハウを活用すれば、より一層、家庭における省エネ促進が行えると考えます。

　ついては、都民の省エネへの行動変容を促すために、家電のプロフェッショナルである地域家電販売店を活用した取り組みの御検討をお願いします。

令和６年度東京都予算等
に対する要望書

令和５年１２月１４日

東京都知事
小池　百合子　殿

一般社団法人東京都ＬＰガス協会
会長　尾崎　義美

令和５年１２月１４日

東京都知事
小池　百合子　殿

一般社団法人東京都ＬＰガス協会
会 長　 尾 崎　義 美

令和６年度東京都予算等に対する要望書（ＬＰガスの活用促進及び保安の確保）

近年、大規模災害が毎年のように発生し、甚大化の一途をたどっています。５月５日には石川県能登地方において最大震度６強の地震が発生、５月下旬から７月中旬にかけて発生した豪雨及び暴風雨による災害とともに激甚災害の適用となっております。未曾有の被害をもたらした関東大震災より本年９月１日で１００年の節目を迎え、各自治体に於いてシンポジウム等による地震防災対策の普及啓発の強化や防災対策インフラ整備が進められております。今後も、大災害発生に備えライフラインの確保は必須の課題です。

東日本大震災では、地震による直接的な被害に加え、被災者はライフライン途絶に長期間にわたり、困窮を極めました。各ライフライン事業者は早期復旧に努め、その中でもＬＰガスは発災より約１か月後の４月２１日に完全復旧となっております。（都市ガス完全復旧５月３日、電力完全復旧６月１８日）また、製油所の被災による生産量の減少と需要家のパニックに起因する買い溜め等により主要な自動車用燃料であるガソリンと軽油の一時的な供給不安が発生し、特に支援物資等を運搬する物流部門に対し大きな影響を与えました。一方、ＬＰガスを燃料とするＬＰガス自動車については、燃料の供給が相対的に安定しており、タクシーや配送車等にも特に支障なく供給を継続することができたため、大きな混乱は起こりませんでした。

ＬＰガスは、「第６次エネルギー基本計画」において災害時エネルギー供給の「最後の砦」と記載され、平時のみならず緊急時にも対応できるような強靭な供給体制を確保することが重要である旨明記されております。不意の災害による避難先における炊き出しや熱供給・電力供給の役割を遺憾なく発揮するために、ＬＰガス業界に課せられた役目は計り知れません。エネルギー多様化の要としても、災害に強い分散型エネルギーであるＬＰガス仕様『発電機・エアコン等』の設置推進、ＬＰガス自動車導入促進のご検討をお願い申し上げます。

記

＜＜令和6年度具体的な予算要望＞＞

1. 避難所等への『LPガス仕様設備』等の設置推進要望

LPガスは環境性にも優れ、分散型エネルギーとして災害時においても軒下在庫を接続することにより、電気のライフラインも確保されます。

自立型LPガス仕様空調設備とLPガス発電機を設置する事により、災害時の停電でも帰宅困難者に、電気・食事・暖房を提供することができます。

（1）要望内容

災害対策として避難所等に常設の『LPガス仕様の空調設備・給湯器・発電機』等の設置に関する助成金の予算化を要望します。

（2）避難所となる設置先

①学校
②一時滞在施設
③帰宅支援ステーション
④その他の指定避難所

２．保安講習会の充実強化

（1）例年開催している保安講習会について、販売事業者におけるより高度な保安の確保に向けた内容等を検討し、保安技術レベル向上に資するメニューの予算化を要望します。

３．LPガス自動車導入促進

（1）環境にやさしい『次世代タクシー導入補助金』については、継続して予算化を要望します。

４．自然災害対策の推進

（1）水害時の容器流出防止対策として、措置が義務付けられる令和６年６月までにベルト・チェーン等の安全機器の導入が進むよう、補助の継続を要望します。

＜＜国の配送合理化補助金に関する継続要望＞＞

国は、石油ガスの小売価格低減に資することを目的としてLPガス事業者の人手不足解消、配送業務の効率化を図り、遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なLPWA通信機器等（スマートメーター）、配送車両等、充てん所の自動化等に資する設備導入にかかる費用の一部を補助する事業を実施しています。

１．要望内容

（1）当協会会員の多数を占める中小零細企業向けに、補助対象経費を考慮したLPWA設置の補助金につきまして、保安体制の高度化推進、災害時の早期の復旧の実施、遠隔地での人手不足の解消、検針業務の合理化に向け、LPWA設置促進のため、国に対して補助金の継続について強く要望して頂きたい。

（2）現在、国のLPWA補助金交付下限額は１００万円となっていますが、中小零細企業は規模の関係から対象外となっている現状に鑑み、下限額の撤廃をするよう国に要望して頂きたい。

以上